

離島対策等支援事業について

1. 離島対策支援事業

(1) 事業の規模

離島対策支援事業の対象となる自治体は、152市町村（26都道府県）。このうち、90市町村（11都道府県）については、本事業のスタート当初からの活用を想定し、離島対策事業計画の策定、条例の整備等の準備を進めている。その他の62市町村については、概ね平成18年度からの本事業の活用を見込んでおり、今後、準備活動を本格化していくところ。

(2) 準備の状況

(平成16年度)

6月 自治体、関係団体の意見を踏まえつつ、「離島対策支援事業要綱」を取りまとめ、離島対策等検討会での議論、資金管理業務諮問委員会の承認を経て決定。

8～10月 主要5都道県（北海道、東京都、長崎県、鹿児島県、沖縄県）の離島市町村において、要綱等の支援事業についての説明会を実施し、その際の自治体からの意見等を踏まえつつ、離島地域の市町村が本制度を利用するための実務の手引書として「離島対策支援事業ガイドライン」を策定。

説明会以降、主要5都道県においては、事業計画の検討を開始しており、当センターがサポート中。

※ 「離島対策支援事業ガイドライン」の主な内容

- ・法の概要、基本的考え方、要綱の紹介
- ・出えんに至るまでの事業計画作成、輸送パターンの選択、出えん協力要請等の具体的実務の実施方法

11月 離島自治体の意見を踏まえ、「離島対策支援事業要綱」を資金管理業務諮問委員会の承認を経て改正。

※ 離島における物流の実態を踏まえ、輸送パターンの内容を強化（定期貨物船の追加等）。

11月～3月 主要5都道県以外の離島市町村に対し、説明会を開催。同様に当センターがサポート中。

(平成17年度)

本事業のスタート当初からの活用を想定している90市町村（11都道府県）については、17年度においても引き続き、緊密な情報交換を行いながら、離島対策事業計画の策定や条例の制定等について支援を行っていく。また、概ね18年度からの本

事業活用を要望している残りの62市町村については、離島対策支援事業活用にあたっての必要な準備について、サポートを実施していく。

2. 不法投棄等対策支援事業

(1) 事業の規模

不法投棄等対策については、具体的な事案の発生状況によるため実施する事業の規模の把握は困難であるが、自治体等からの要請を受けた場合に速やかに対応できるよう、体制を準備しておくことが必要。

(2) 準備の状況

(平成16年度)

6月 自治体関係団体等の意見を踏まえつつ、自動車リサイクル法における不法投棄対策等について、「基本的考え方」を整理。離島対策等検討会での議論、資金管理業務諮問委員会の承認を経て決定。

※ 「基本的考え方」の主な内容

- ・代執行に直接要した撤去費、撤去後の処理費の8割を上限として出えん。
- ・費用求償を行うこと等出えんの要件を整理。

7月 第7回「産構審・中環審自動車リサイクル合同会議」に、「基本的考え方」を報告。

11月 「基本的考え方」をもとに、「不法投棄等対策支援事業要綱」を離島対策等検討会での議論、資金管理業務諮問委員会の承認を経て決定。

11月末 都道府県等に対し、支援事業要綱に関する説明会を開催。

(平成17年度)

引き続き実務運用の詳細について検討を進めていくとともに、都道府県等と緊密な情報交換を行っていく。

以 上